

高知県所得向上推進企業等総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県所得向上推進企業等総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「中堅企業」とは、次号に定義する中小企業等を除き、常時雇用する従業員の数が2,000人以下の者をいう。
- (2) 「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (3) 「中小企業等」には、前号のほか、常時使用する従業員の数が2,000人以下である医療法人、社会福祉法人、学校法人、商工会・都道府県商工会連合会及び、商工会議所、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第4号に規定される中小企業団体、特別の法律によって設立された組合又はその連合会、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、任意団体を含むものとする。

(補助目的等)

第3条 県は、若者等の所得向上につながる高付加価値型経営への転換を目指す県内事業者の挑戦を強力に後押しするため、県内に本社又は主たる事業所を有する中堅企業又は中小企業等が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 高付加価値化
新商品開発やサービスの差別化等により顧客単価の向上を図る事業
- (2) 生産能力の向上
生産設備への投資等により収量拡大を図る事業
- (3) 販路開拓
新市場開拓やリピーター獲得等により売上拡大を図る事業
- (4) 経営組織の変革
経営形態の見直し等を通じて生産性向上を図る事業
- (5) 人材育成
従業員の能力開発等を通じて生産性向上を図る事業
- (6) 働き方改革
人材定着やモチベーションアップ等を通じて生産性向上を図る事業

(補助事業者)

第4条 補助金の補助事業者については、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中堅企業又は中小企業等であること。
- (2) 高知県内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (3) 常時雇用する従業員を1名以上有していること。
- (4) 県税及び県に対する税外未収金を滞納していないこと。
- (5) 過去5年以内に、国、県又は市町村が実施する各種助成金の不正受給による処分を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に定める補助対象外となる者は、補助事業者としない。

(補助の要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助の要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請手続)

第6条 規則第3条第1項の申請書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第1号様式によるものとする。

(補助金の交付の決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、その全部又は一部について補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第3のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の着手)

第9条 補助事業の着手は、原則として第7条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めて、知事が

別記第2号様式による指令前着手届を受理した場合は、受理した日から事業に着手することができるものとする。

(補助事業の中止又は変更)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第4号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の完了予定年月日の延期

(2) 補助金額の20パーセントを超える減額

(3) 補助事業の事業区分を別区分に変更するなど、内容を大幅に変更する場合

(繰越承認の申請)

第11条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、別記第5号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第3のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

(4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 遂行状況の報告又は事業成果のフォローアップにおいて、事業計画が適切に遂行されていないと認められる場合

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(実績報告等)

第14条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補

助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日以内又は補助事業の完了年度の 2 月 16 日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定により補助事業実績報告書を受領した場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び補助事業実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、別記第 7 号様式による確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

第 16 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(財産の処分の制限等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又はその効用の増加した財産のうち、当該財産の取得価格が 50 万円以上の施設財産、機械及び器具等（以下「取得財産等」という。）については、別記第 8 号様式による取得財産等管理台帳を備え、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、補助事業者は、事前に知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 4 補助事業者は、第 2 項の規定により知事の承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第 18 条 工事の施工又は一つの単価が 500 万円以上の設備若しくは機械等の設置を伴う補助事業を実施する補助事業者は、別記第 9 号様式による工事等進捗状況報告書について、11 月末日の状況を翌月 10 日まで、補助事業の状況を知事に報告しなければならない。ただし、11 月末日までに補助事業が完了している場合は、この限りではない。

- 2 別表第 2 の事業区分「横展開枠」を活用した補助事業者は、令和 9 年 1 月以降を迎える最初の決算後 3 カ月以内に別記第 10 号様式による事業完了後の補助事業の実施効果を知事に報告しなければならない。
- 3 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況につ

いて報告を求め、又は調査を行うものとする。

(事業成果のフォローアップ)

第 19 条 別表第 2 の事業区分「先進枠」又は「100 億企業枠」を活用した補助事業者は、補助事業実施年度の翌年度から 3 年の間、事業成果等について、別記第 11 号様式により県に報告し、補助事業者が指定する支援機関とともに、年に 1 回県のヒアリングを受けなければならない。

2 知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(グリーン購入)

第 20 条 事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第 22 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 12 条、第 17 条から第 19 条まで及び第 22 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

【補助対象外となる者】

- ・ 常時雇用する従業員がない法人や個人事業主等
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- ・ 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
- ・ 政党その他の政治団体
- ・ 宗教上の組織又は団体
- ・ 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

別表第2（第5条、第19条関係）

事業区分	補助の要件	補助対象経費	補助率	補助限度額
横展開枠	以下の（1）（2）のいずれの要件も満たすこと。 （1）以下のア）イ）のいずれも満たす3年の事業計画を策定すること ア）3年の事業計画期間において、「従業員1人あたり給与支給総額（注1）」の年平均成長率を2%以上増加させること。（事業実施後1年目の成長率は2%以上とすること）（注3） イ）3年の事業計画期間において、「付加価値額（注2）」の年平均成長率を2%以上増加させること。（事業実施後1年目の成長率は2%以上とすること）（注3） （2）「こうち男性育休推進企業」に登録していること。	要綱第3条各号に定める事業のうち、いずれかを実施する場合に係る経費。 ただし、補助対象外経費（注5）は除く。	3分の2 以内	500万円 （下限10万円）
		要綱第3条各号に定める事業のうち、いずれか2つ以上を実施する場合に係る経費。 ただし、補助対象外経費（注5）は除く。	3分の2 以内	1,000万円 （下限10万円）
先進枠	以下の（1）（2）のいずれの要件も満たすこと。 （1）以下のア）イ）のいずれも満たす3年の事業計画を策定すること ア）3年の事業計画期間において、「給与支給総額（注1）」及び「従業員1人あたり給与支給総額（注1）」の年平均成長率を5%以上増加させること。（事業実施後1年目の成長率は5%以上とすること）（注3）	要綱第3条第1号から第3号までに定める事業のいずれか1つ以上と、第4号から第6号までに定める事業のいずれか1つ以上を実施する場合に係る経費。 ただし、補助対象外経費（注5）は除く。	3分の2 以内	5,000万円 （下限1,000万円）

	<p>イ) 3年の事業計画期間において、「付加価値額(注2)」の年平均成長率を5%以上増加させること。(事業実施後1年目の成長率は5%以上とすること)(注3)</p> <p>(2)「こうち男性育休推進企業」に登録していること。</p>			
100億企業枠	<p>以下の(1)から(3)のいずれの要件も満たすこと。</p> <p>(1)「高知県100億企業登録制度」に登録していること。</p> <p>ただし、県内に本社を置く法人のうち、補助金申請時点の直近決算の売上高が10億円以上100億円未満の中小企業(企業グループ(注4)の場合はグループ全体の売上高の合計が10億円以上100億円未満)に限る。</p> <p>(2)新製品・新技術・新サービスの研究開発、企業の合併・買収(M&A)による事業多角化又は海外への販路拡大のいずれかに取り組むこと。</p> <p>(3)横展開枠の補助要件を全て満たすこと</p>	<p>要綱第3条各号に定める事業のうち、いずれかを実施する場合に係る経費。</p> <p>ただし、補助対象外経費(注5)は除く。</p>	3分の2以内	1,000万円 (下限10万円)
		<p>要綱第3条の各号に定める事業のうち、いずれか2つ以上を実施する場合に係る経費。</p> <p>ただし、補助対象外経費(注5)は除く。</p>	3分の2以内	1,500万円 (下限10万円)

	<p>以下の(1)から(3)のいずれの要件も満たすこと。</p> <p>(1)「高知県100億企業登録制度」に登録していること。</p> <p>ただし、県内に本社を置く法人のうち、補助金申請時点の直近決算の売上高が10億円以上100億円未満の中小企業(企業グループ(注4)の場合はグループ全体の売上高の合計が10億円以上100億円未満)に限る。</p> <p>(2)新製品・新技術・新サービスの研究開発、企業の合併・買収(M&A)による事業多角化又は海外への販路拡大のいずれかに取り組むこと。</p> <p>(3)先進枠の補助要件を全て満たすこと</p>	<p>要綱第3条第1号から第3号までに定める事業のいずれか1つ以上と、第4号から第6号までに定める事業のいずれか1つ以上を実施する場合に係る経費。</p> <p>ただし、補助対象外経費(注5)は除く。</p>	<p>3分の2 以内</p>	<p>7,500万円 (下限1,000万円)</p>
--	---	--	--------------------	--------------------------------

(注1) 給与支給総額は、役員以外の全従業員に支払った給与等(給料、賃金、賞与を含み、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く)をいう。また、従業員1人あたり給与支給総額は、給与支給総額を役員以外の全従業員数で除したものをいう。

(注2) 付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費を合計したものをいう。

(注3) 給与支給総額及び従業員1人あたり給与支給総額、付加価値額の成長率は、令和8年1月から令和8年12月までに決算期を迎える決算数値を起算点として計算する。

(注4) 会社法で規定する子会社及び当該子会社の子会社(孫会社)をいう。

(注5) 人件費、食糧費、借入金の返済費、用地の取得及び整地に要する経費、一般車両購入費などのほか、国や県、市町村等が実施する他の補助金で受給している事業の経費をいう。詳細については、公募要領のとおりとする。

別表第3（第7条、第8条、第12条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。